

第2節 自然にやさしいまちづくり

2-1 自然環境の保全

1. 施策の目的

対 象	意 図
市民	自然環境を保全する

2. 現状と課題

[現状]

- 大気、水質などの環境観測が行われていますが、特に公共用水域の水質については環境基準を満たしていない箇所が散見され、原因として生活排水による汚染が考えられます。
- 中山間地域では、シカをはじめとする有害鳥獣の増加に伴う樹木の食害や、伐採後の植林が進まないなどの問題が発生しています。
- 近年、地球規模での深刻な環境問題が指摘されており、特に地球温暖化対策については東日本大震災以降、日本の温室効果ガス削減計画は大幅な見直しを余儀なくされています。本市では地球温暖化対策に寄与する様々な取組を行っています。
- 本市は豊かな自然に恵まれています。それらを将来の世代に引き継いでいくために自然環境の保全に関する市民の意識を更に高めていく必要があります。自然の大切さを考える機会の創出やイベントの実施、施設の整備、NPO^{*}等の民間団体による取組などは行われていますが、体験的に自然を学べる機会は乏しく、また、総合的に環境について学習できる拠点施設が整備されていません。
- 生物多様性の保全については、生物多様性条約締約国会議などの国際会議等でも重要な議題に挙げられるなど、希少野生動植物の保護や多様な生物の生息・生育環境の保全が世界的にも求められています。
- 「霧島錦江湾国立公園」の指定により、霧島山域に加え錦江湾の自然環境にも関心が高まっています。
- 東日本大震災、それに続く東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、各地で原子力発電所の停止が相次ぎ、全国的に電力が不足しています。そのような中、太陽光発電などの再生可能エネルギーや省エネルギー対策に注目が集まって

※NPO

「Non Profit Organization (非営利組織)」の略称で、ボランティア団体をはじめとする営利を目的としない、自発的・自立的な社会貢献活動を行う市民活動団体のことです。法人格の有無を問いません。

います。

【課題】

- 公共用水域の水質を保全するため、**環境浄化微生物活性化資材**[※]の普及促進を図るとともに、生活排水対策に取り組む必要があります。
- シカなど有害鳥獣の適正個体数の管理や計画的な森林管理を行う必要があります。
- 事業所として市が排出している温室効果ガスの量を調査し、市民の模範として温室効果ガスの削減に取り組むとともに、地球温暖化対策に寄与する事業の継続実施や市民・事業所等への啓発に努める必要があります。
- 環境について総合的に学習できる拠点施設の整備を検討するとともに、実際に自然の中で行う学習機会の創出や充実に努めるほか、こどもエコクラブ事業の活用やNPO等の民間団体による自主的な環境学習活動を支援する必要があります。
- 希少野生動植物の保護や干潟等の保全活動を行うことにより、生物多様性の保全に努める必要があります。
- 省エネルギー対策について普及促進を図る必要があります。
- 再生可能エネルギーについては、本市における今後のエネルギー政策の基本方針や具体的な方向性を示したビジョンを策定したうえで、地域特性を活かした安全で安心なエネルギーの導入を積極的に促進する必要があります。



環境浄化微生物活性化資材の製作

3. 方針

- 本市には山、川、海に恵まれた豊かな自然環境があり、それらを将来の世代に引き継いでいくため、自然環境の保全や形成に関する様々な取組を市民や事業者などと協働して行います。

※環境浄化微生物活性化資材

納豆やヨーグルト等の食品に含まれる菌を利用した環境を浄化する微生物を活性化させる液体のことです。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (目標値)
環境基準達成率	%	72.3	80.3
環境が保全されていると感じている市民の割合	%	78.6	80.0
自然環境の保全活動に取り組んだ市民の割合	%	12.0	30.0
海域の環境基準 (COD※) 達成地点数	地点	4	4

【設定理由】

- 「環境基準達成率」のうち、河川の水質については 61 地点ごとに 5 項目の環境指標について測定していますが、そのうち大腸菌については測定基準を変更したため、環境基準の達成が非常に困難となっています。また、「環境基準達成率」のうち、大気については 1 地点で 9 項目の測定が行われていますが、そのうち光化学オキシダントは中国大陸からの飛来物質の影響により、ここ数年環境基準を達成したことがありません。これらのことから、水質 61 地点については 5 項目のうち 4 項目の基準達成 (244 項目/305 項目) を、大気 1 地点については 9 項目のうち 8 項目の基準達成 (8 項目/9 項目) を目指し、80.3% (252 項目/314 項目) を目標値とします。
- 「環境が保全されていると感じている市民の割合」については、市民意識調査 (平成 20 年度) によると 80.3% になっていましたが、平成 21 年度以降の調査では 80% を下回っています。そのため、今後 5 年間は 80% 以上を維持することを目指します。
- 「自然環境の保全活動に取り組んだ市民の割合」については、市民意識調査 (平成 23 年度) によると 12.0% となっています。一方、「どちらかといえば取り組んでいない市民の割合」が 14.7% となっていることから、今後、緑のカーテンや環境浄化微生物活性化資材などの普及促進に努め、18 ポイントの成果向上を目指します。
- 「海域の環境基準 (COD) 達成地点数」については、錦江湾で測定している 4 地点で環境基準を達成することを目指します。

※COD

水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、値が大きいほど水質の汚れが大きいことを示しています。環境基準では海域や湖沼の汚濁指標として採用されています。

5. 施策と基本事業の体系

施 策	基 本 事 業
自然環境の保全	(1) 公共用水域の水質保全
	(2) 森林の保全
	(3) 地球温暖化対策の推進
	(4) 環境学習の推進
	(5) 生物多様性の保全

6. 基本事業の内容

(1) 公共用水域の水質保全

- 下水道認可区域については、計画的に下水道整備を推進するとともに、供用開始区域のより一層の接続率の向上を目指します。
- 下水道認可区域以外の地域については、合併処理浄化槽の設置を促進します。また、特に水質の悪化している地域については、重点的な生活排水対策に取り組みます。
- 市民や事業者に対して適正な排水対策に取り組むように啓発するとともに、生活排水対策等に効果がある環境浄化微生物活性化資材の普及促進を図ります。
- 河川や海域などの公共用水域において、継続的な水質の調査・監視に取り組みます。

(2) 森林の保全

- 森林の持つ水源かん養、二酸化炭素の削減、土砂災害の防止など多面的な機能を保全するため、森林の適切な維持管理と植林活動を推進します。

(3) 地球温暖化対策の推進

- 「第二次霧島市地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出削減に努めます。
- エアコンの設定温度の見直し、LED照明などの導入等、市が率先して省エネルギー対策に取り組み、広報誌やホームページなどで情報提供に努め、市民に働きかけを行います。
- 太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を積極的に促進するとともに、再生可能エネルギーを活用した地域活性化の推進に努めます。
- 新たにエネルギービジョンを策定し、エネルギー対策に取り組みます。

(4) 環境学習の推進

○出前講座等を活用し地域における環境学習を推進するとともに、小中学校における環境学習の支援に努めます。また、自然環境の保全活動を行うNPO等の民間団体の育成・支援に取り組みます。

○環境に関する各種計画や条例等について市民・事業者への周知を図り、自然環境の保全に関する意識向上に努めます。

(5) 生物多様性の保全

○「生物多様性地域戦略（仮称）」を策定し、希少野生動植物の保護や多様な生物の生息・生育環境の保全について、市民や事業者と共に取り組みます。

○「**環境配慮指針**※」を遵守し、生態系の保全に配慮した各種事業の実施に努めます。



10万本植林プロジェクト



絶滅危惧種のクロツラヘラサギ

※環境配慮指針

事業者・行政が事業実施に当たり、あらかじめ環境に配慮すべき事項として「霧島市環境基本計画」に定めたものです。

2-2 生活環境の向上

1. 施策の目的

対 象	意 図
市民	生活環境※を向上させる

2. 現状と課題

[現状]

- ライフスタイルの多様化などによる市民の意識の変化やモラルの低下及びコミュニケーション不足、法的規制の周知の不徹底などにより、雑草の繁茂や不法投棄、野焼き、騒音・振動・悪臭、生活排水などに関する様々な苦情や相談が市に恒常的に寄せられています。
- 地区自治公民館による清掃作業や企業によるボランティア作業など、様々な環境美化の取組が行われています。また、**市民団体**※等との協働による**アダプト（里親）制度**※が一部で導入され、河川や道路等の草払いやポイ捨てごみの収集・処分などの美化活動が行われています。
- 少子高齢化や過疎化等の進行により、地域の美化活動の担い手が不足し、支障をきたすことが懸念されています。

[課題]

- 環境教育・環境学習を推進することによって、生活環境に関する市民意識の向上を図り、地域の問題を住民自らが解決し、地域の個性を発揮できるような地域社会の確立を促すとともに、法の規制がないものについては、条例の整備（地方自治体の事務に属する事柄に限ります。）や広報による問題提起・啓発活動等を行う必要があります。
- 広報誌やホームページなどで各団体等の環境美化の取組を積極的に紹介するとともに、それぞれの取組をより効果的かつ継続して行うことができるような体制

※生活環境

「人の生活に関係のある環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動物及びその生育環境」を含むものをいいます。（「環境基本法」における解釈）

※市民団体

地区自治公民館や自治会などの地域団体、ボランティア団体やNPO法人などの市民活動団体、企業など、市のまちづくりに関わりのあるすべての団体をいいます。

※アダプト（里親）制度

地域の住民や企業等が里親となり、河川や道路などの一定の公共の場所を養子に見立てて（アダプト＝養子縁組）、わが子のように愛情を持って面倒を見て美化活動を行い、行政がこれを支援する制度のことです。

を充実させながら、市民の環境に関する意識を高めるための啓発活動を行う必要があります。

○地域美化活動の推進に当たり、本市独自の統一的アダプト（里親）制度を確立させて河川、道路、公園等の景観保全に努める必要があります。

○少子高齢化や過疎化の進行により、美化活動に支障が生じている地域の支援等について検討する必要があります。

3. 方針

○環境教育・環境学習を推進し、生活環境に関する市民意識の向上を図り、地域の問題を住民自らが解決できるような社会の確立と支援に引き続き取り組みます。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (目標値)
生活環境が向上していると感じる市民の割合	%	36.2	48.0
美化活動に参加した市民の割合	%	65.1	75.0

[設定理由]

○「生活環境が向上していると感じる市民の割合」については、市民意識調査（平成 23 年度）によると 36.2%となっていますが、この 4 年間で約 8 ポイントの成果が向上しています。アダプト（里親）制度をはじめ、市民や市民団体等との協働による取組を更に充実することにより、これまで並みの成果向上を目指し、48%を目標値とします。

○「美化活動に参加した市民の割合」については、近年の市民意識調査によると約 65%で推移しています。今後は、市民などによる美化活動を普及・支援する制度の充実により、「霧島市環境基本計画」に定める 75%を目標値とします。

5. 施策と基本事業の体系

施 策	基 本 事 業
生活環境の向上	(1) 環境衛生の向上
	(2) 地域美化活動の促進

6. 基本事業の内容

(1) 環境衛生の向上

- 苦情や相談の発生源に応じて、関係者と協力して処理を行い、地域の問題を住民自らが解決する取組を支援します。
- 県等の関係機関、地域住民、事業者等と連携し、衛生的な生活環境の保持に努めます。
- 市民の環境衛生に関する意識を高めるための啓発活動に努めます。

(2) 地域美化活動の促進

- 市民や事業者等に対して、環境教育・環境学習の機会を創出し、環境保全意識の向上を図ります。
- 地域が一体となって美化活動を行うことができるように、環境美化意識が市民一人ひとりに浸透するような情報発信を行います。
- アダプト（里親）制度などを活用して、各地域や市民団体等による美化活動を促進します。
- 少子高齢化や過疎化の進行により、美化活動に支障が生じている地域の支援を検討します。



環境美化活動

1. 施策の目的

対 象	意 図
市民	循環型社会の形成を推進する

2. 現状と課題

【現状】

- ごみの分別・再資源化及び適正処理の取組が定着し、ごみの減量化が図られています。
- ごみの収集・運搬及び資源ごみの一時保管・中間処理については民間委託をしていますが、マイホームやアパート・マンションの新築増に伴い、国分・隼人地区ではごみステーションが年々増えており、ごみの収集・運搬経費増の要因の一つとなっています。
- 生ごみの堆肥化に向けた取組を試行的に行っています。
- 不法投棄については、山林、河川、海岸等において後を絶たない状況にあります。
- 一般廃棄物を中間処理（焼却）した際に生じる飛灰等については、その処分を近隣自治体及び民間企業に委託していますが、現在、その処分を行うための一般廃棄物管理型最終処分場の整備に取り組んでいます。
- し尿処理施設や下水道処理施設では、し尿汚泥、下水道汚泥の堆肥化が行われています。
- ごみ処理施設の安定的処理能力を確保するため、施設の長寿命化を図る取組を進めています。

【課題】

- 廃棄物の発生抑制、資源の再使用（リターナブルびんの活用等）及びリサイクル（生ごみ、し尿汚泥、下水道汚泥の堆肥化等）を推進することにより、廃棄物の減量化を進め、廃棄物処理に係る経費節減と処理施設への負荷軽減を図る必要があります。
- マイホームやアパート・マンションの新築に伴うごみステーションの設置については、既設のごみステーションの利用を促進することにより、ごみ収集・運搬業務の経費節減や効率化を図る必要があります。
- 不法投棄を防止するため、関係機関・団体等と連携し、啓発・指導を強化していく必要があります。

- 一般廃棄物管理型最終処分場の早期完成を図り、**飛灰固化物***の適正かつ安定的な処理体制を構築する必要があります。
- ごみ処理施設、し尿処理施設、下水道処理施設及び一般廃棄物管理型最終処分場については、周辺地域の環境保全に影響を及ぼすことがないよう関係法令に定める環境基準を遵守しながら適正管理に努めるとともに、これらの施設の処理能力を安定的に確保していく必要があります。

3. 方針

○市民、事業者と行政が協働し役割を分担しながら、廃棄物の発生抑制（リデュース）、部品等の再使用（リユース）、使用済製品等の原材料としての再利用（リサイクル）の3Rの推進及び不法投棄の防止など環境への負荷軽減に取り組み、循環型社会の形成を図ります。

また、一般廃棄物管理型最終処分場の早期完成を図るとともに、ごみ処理施設、し尿処理施設、下水道処理施設を含めた施設の適正な管理運営に努めます。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成23年度 (現状値)	平成29年度 (目標値)
市民一人当たりのごみの排出量	g/人日	923	900
リサイクル率	%	15.6	21.0
リデュースに取り組んでいる市民の割合	%	60.8	80.0
リユースに取り組んでいる市民の割合	%	68.7	85.0

〔設定理由〕

- 「市民一人当たりのごみの排出量」については、前期基本計画の目標値 900 g/人日を達成することが難しい状況にあります。平成23年度は、新燃岳噴火の影響で観光客数が落ち込んだこともありごみの排出量が減少しましたが、それを除くと近年では約 940 g/人日で推移しています。今後、生ごみの水切りを徹底することなどにより、前期基本計画と同じ 900 g/人日を目標値とします。
- 「リサイクル率」については、平成22年度は 16.2%であり、県内の平均 17.3%

※飛灰固化物

ごみなどを中間処理（焼却）した際に生じる飛灰を、有害物質が溶け出さないようにセメントや薬品で固めたものです。

を下回っている状況にあることから、県の平成 27 年度の目標値である 21.0%を目標値とします。

- 「リデュースに取り組んでいる市民の割合」については、市民意識調査（平成 23 年度）によると 60.8%となっています。一方、「どちらかといえば取り組んでいない市民の割合」が 19.2%となっていることから、3 R の普及促進を図ることにより、この割合を改善することを目指し、80%を目標値とします。
- 「リユースに取り組んでいる市民の割合」については、市民意識調査（平成 23 年度）によると 68.7%となっています。一方、「どちらかといえば取り組んでいない市民の割合」が 17.3%となっていることから、3 R の普及促進を図ることにより、この割合を改善することを目指し、85%を目標値とします。

5. 施策と基本事業の体系

施 策	基 本 事 業
循環型社会の形成	(1) リサイクル等の推進
	(2) 廃棄物の適正処理の推進
	(3) 不法投棄の防止
	(4) 廃棄物処理施設の整備・管理

6. 基本事業の内容

(1) リサイクル等の推進

- 衛生自治団体***、地区自治公民館等と協力・連携して 3 R（廃棄物の発生抑制、資源の再使用及びリサイクル）を推進するため、分別収集活動の支援と市民への普及啓発に努めます。
- 一般家庭や事業所から出る生ごみや、し尿処理施設・下水道処理施設から生じるし尿汚泥・下水道汚泥の堆肥化を推進します。
- 事業者等に対して廃棄物の削減に資する物の製造、販売等を促すなど、3 R の推進に関する啓発に努めます。

(2) 廃棄物の適正処理の推進

- 分かりやすいごみ出しカレンダーの作成・配布等により、一般家庭におけるごみ

※衛生自治団体

環境衛生思想の普及啓発や生活環境の改善向上等に関する活動を組織的に推進し、市民の福祉増進に寄与すること等を目的として設置された団体のことです。（例：環境保全協会）

- の分け方・出し方を周知徹底します。
- ごみステーションの設置基準を適正に運用し、家庭系ごみの収集・運搬コストの削減に努めます。
 - 事業者等に対し、事業系ごみの分別排出の促進に関する啓発を行い、廃棄物の発生抑制や適正なごみの収集・運搬に努めます。
 - 災害時のごみ処理については、「霧島市地域防災計画」に基づき、迅速かつ適正に行います。

(3) 不法投棄の防止

- 不法投棄を未然に防止するため、市民や事業者に対する道義高揚・マナーアップなどの啓発活動等を行います。
- 不法投棄が多発する場所に不法投棄防止のための看板を設置します。
- 環境美化推進員等と協力・連携しながら環境パトロールを行い、不法投棄の未然防止及び不法投棄の発見・適正処理に努めるとともに、違反者に対する指導を強化します。

(4) 廃棄物処理施設の整備・管理

- 一般廃棄物管理型最終処分場の早期完成を図り、飛灰固化物の適正かつ安定的な処理体制を構築します。
- ごみ処理施設、し尿処理施設及び下水道処理施設の適正な維持管理と安定的な処理能力の確保に努めます。
- ごみ処理施設の設備の改良等による長寿命化と低コスト化に取り組み、処理コストの削減に努めます。



リサイクルされる資源ごみ

第3節 活力ある産業のまちづくり

3-1 農・林・水産業の振興

1. 施策の目的

対 象	意 図
農林水産業者・従事者	所得が向上する

2. 現状と課題

[現状]

- 農畜産物の価格の低迷や、資材・燃油の高騰、鳥獣被害・病害虫の発生による収量の減、家畜伝染病等による経営の圧迫、森林**施業***の集約化が進まない、海や川の環境変化による漁業資源の減少等、農林水産業に携わる経営体を取り巻く環境は厳しい状況にあります。
- これまでも、国・県等の補助事業等を活用して生産基盤の整備を行ってきましたが、条件が不利な農地や基盤整備がなされていない農地、**路網***整備がなされていない森林等が残存しています。
- 中山間地域では、過疎化及び農業者の高齢化に伴い、営農活動を続けることが困難となっています。
- 後継者をはじめとする新規就労（就農等）者はいるものの、高齢化による離職者の増により、農林漁家数・従事者数ともに年々減少しています。
- 消費者の中には、安心・安全な食材への関心が高い方が増えています。
- 市内の農林水産物のうち、茶については、全国茶品評会において、3年連続で産地賞、2年連続で農林水産大臣賞を受賞するなど、知名度が向上しつつありますが、他の産物については全国的に名の知られたブランド商品がなく、有利な取引がなされていません。

[課題]

- 各種事業を活用することなどにより、農林水産業の経営における様々なリスクの

※施業（セギョウ）

森林に対する植林、植栽、下刈り、除伐、間伐、伐採などの人為的な働きかけのことや、個別技術で枝打ち等のことの総称です。

※路網（ロモウ）

森林内にある道（公道、林道、作業道など）の総称、またはそれらを適切に組み合わせたものことです。

- 低減化や作業の効率化等により経営体の体質向上を図る必要があります。
- 農林水産業に関する生産基盤について、より一層の充実を図る必要があります。
 - 中山間地域における**集落営農**※活動を推進する必要があります。
 - 後継者をはじめとする新規就労（就農等）者への支援に努める必要があります。
 - 消費者が求める安心・安全・新鮮な食材供給のため、地産地消の推進に努める必要があります。
 - 農林水産物の地域内外における消費拡大に向け、知名度の向上を図る必要があります。

3. 方針

- 農林水産業の生産条件を向上させ、**農林漁業経営体**※の育成に努めるとともに新規就労（就農等）者を確保します。また、農林水産物の生産体制、販売戦略の構築等を支援することによって活力ある農林水産業を実現し、所得向上を目指します。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成23年度 (現状値)	平成29年度 (目標値)
生産額（農業）	百万円	5,957	6,000
生産額（林業）	百万円	924	930
生産額（水産業）	百万円	120	180
豊かになったと感じる農林水産業者・従事者の割合	%	25.0	30.0

[設定理由]

- 「生産額（農業）、（林業）、（水産業）」については、農家数・林業経営体数・漁業経営体数の減、燃油の高騰等によるコストの上昇、資材の価格上昇等、農林水産業を取り巻く現状が厳しいことから、農林水産業の生産額はいずれも長期的な減少傾向にあり、今後もその傾向は続くと思込まれます。そのため、様々な施策

※集落営農

集落を単位として、農業の生産過程における共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農のことで、機械の共同利用や作業の共同化等による農業経営の効率化を目指すものです。

※農林漁業経営体

農林漁業を営む個人を含む組織体のことです。

を講じることで、長期的な減少傾向に歯止めを掛けることにより、現状を確実に維持することを目指します。

生産基盤の整備や農地の集約を図りながら、より付加価値の高い農産物の生産を支援するとともに、**6次産業化**^{*}の推進等に努め、生産性の向上を目指します。林道等の路網の整備を図り、高性能林業機械導入を支援し、作業の低コスト化や若手労働力の確保に努め、生産性の向上を目指します。

「作り育てる」漁業の確立に努め、稚魚等の放流、漁場の整備等を支援し、生産性の向上を目指します。

- 「豊かになったと感じる農林水産業者・従事者の割合」については、農林水産業の生産性向上を図るための取組を通じ、5ポイントの成果向上を目指します。

5. 施策と基本事業の体系

施 策	基 本 事 業
農・林・水産業の振興	(1) 農林漁業経営体への支援
	(2) 生産基盤の整備
	(3) 集落営農の推進
	(4) 農林水産業の新規就労（就農等）の支援
	(5) 地産地消の推進
	(6) 農林水産物のブランド化の推進

6. 基本事業の内容

(1) 農林漁業経営体への支援

- 県や農業協同組合等と連携し、担い手、**認定農業者**^{*}の育成支援を行います。また、担い手に農地が集積されるように農地の流動化に努めるほか、農林産物の

※6次産業化

農林水産業者（第1次産業従事者）が農林水産物、バイオマス、自然エネルギー等の地域資源を有効に活用し、原材料供給者としてだけでなく、自ら連携して加工（第2次産業）・流通や販売（第3次産業）に取り組むことにより経営の多角化を進めることで、どの分野が欠けても成り立たないという意味から、1次産業×2次産業×3次産業＝6次産業化といいます。

※認定農業者

平成5年に制定された「農業経営基盤強化促進法」に基づき、5年間の農業経営改善計画を自ら作成し、効率的で安定した農業経営を目指す農業者で、市が認定した者のことです。

- 安定的な生産や品質確保のため、病虫害・鳥獣被害対策を支援します。
- 森林組合等と連携し、除間伐等の森林施業を積極的に推進するほか、高性能林業機械の導入を支援することにより、林業経営体等の施業量の確保を図ります。
 - 漁業従事者の環境保全活動に対する支援、産卵礁の設置や稚魚放流を行い、水産資源の維持・培養を図り、「作り育てる」漁業への取組に対する啓発、支援に努めます。
- (2) 生産基盤の整備**
- 農道及び用排水路等の整備水準を高めるとともに、林業に関しては施業量の確保のために林道等の整備を図ります。
- (3) 集落営農の推進**
- 地域に即した農業を維持、発展させるため農家の組織化を推進するとともに、農地の集積を進め、経営規模の拡大や経営の効率化及び農地の保全を図ります。
- (4) 農林水産業の新規就労（就農等）の支援**
- 担い手育成総合支援協議会による就農・営農相談活動を通して、新規就農を志す者が農業に参入しやすいような情報を提供するほか、農業経営上の各種技術習得のための研修支援を行います。
 - 県の林業労働力確保支援センター等を活用し、森林組合において森林施業を適正に実施していく担い手や新規就労者を確保できるように情報提供に努めます。
- (5) 地産地消の推進**
- 直売所や学校給食等へ安心・安全・新鮮な食材を供給するほか、消費者との交流イベント等を通して、地場製品の消費拡大を図ります。
 - 地元流通業者、ホテル、旅館、飲食店等への販売を促進するため、農林水産物等の安定供給体制を確立します。
- (6) 農林水産物のブランド化の推進**
- 農林水産業者による農林水産物のブランド化を視野に入れた消費拡大を目指す取組や6次産業化の取組を支援します。



市内の茶畑

1. 施策の目的

対 象	意 図
商工業者・従事者	経済的に豊かになる

2. 現状と課題

[現状]

- 世界的な経済不況や円高の影響を受け、本市の誘致企業数は横ばいの状態が続いています。商業については、小規模小売店舗等が高齢化による後継者不足等により弱体の傾向にあるものの、大規模小売店舗等の出店の影響もあり、緩やかな回復傾向にあります。
- 中心市街地においては、閉店や規模を縮小する店等があり空き店舗も目立ちます。また、合併に伴い、中心部の商店街と中心部から離れた商店街（特に各総合支所周辺）では集客に格差が発生しています。
- 焼酎、黒酢、関平鉱泉水などの特産品や薩摩錫器などの工芸品は、「霧島ブランド」として認知されており、雑誌、テレビ等に多く取り上げられています。

[課題]

- 商工会議所及び商工会に対し、商工業者のアドバイザーとしての役割強化を働きかけるとともに、連携して商工業者への経営支援を行う必要があります。
- 市内全域に点在する商店街の活性化を図る必要があります。
- 恵まれた自然環境や地域文化に根ざした多くの特産品について、ブランド化を推進する必要があります。
- 農商工連携を推進し、本市の素材を活かした新たな特産品の開発に取り組む必要があります。
- 空き店舗の解消と活用を図る必要があります。

3. 方 針

- 商工業者の安定経営に資するための各種支援策を充実させ、生産・流通拡大に努めることで、従事者の所得向上を目指します。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成23年度 (現状値)	平成29年度 (目標値)
廃業件数（商工会議所・商工会）	件	54	40
新規加入事業者数（商工会議所・商工会）	事業所	95	110
豊かになったと感じる商工業者・従事者の割合	%	20.3	28.0

[設定理由]

- 「廃業件数（商工会議所・商工会）」については、商工会議所及び商工会を通じた経営改善指導や経営支援策を充実させることにより、40件に改善することを目指します。
- 「新規加入事業者数（商工会議所・商工会）」については、商工会議所及び商工会を通じた経営改善指導や利子補給事業など、加入のメリットを活かすことにより、110事業所を目標値とします。
- 「豊かになったと感じる商工業者・従事者の割合」については、商工業者の安定的な経営維持のための各種経営支援を行い、商工業者・従事者の生産額や所得の向上を図り、7.7ポイントの成果向上を目指します。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
商工業の振興	(1) 商工業者に対する経営支援
	(2) 買い物のしやすい環境の確保
	(3) 霧島産物・技術を活かした製品(商品)開発の促進

6. 基本事業の内容

(1) 商工業者に対する経営支援

- 商工業者の経営安定と体質強化を図るため、**制度資金借入***に対する利子補給補

※制度資金借入

県や㈱日本政策金融公庫などの経営支援融資制度を中小企業者が活用することです。

助を行うほか、商工会議所及び商工会に対し、中小企業経営相談や各種講座開催に係る助成を行います。

- セーフティネット保証制度**[※]の認定を行い、商工業者の経営の安定を図ります。
- かごしま産業支援センター等と連携し、商工業者に対し、有利な事業・制度についての情報を積極的に提供します。

(2) 買い物のしやすい環境の確保

- 街路灯の設置や修繕を行う商店街の通り会に対して事業補助を行います。また、商工会議所、商工会、地元商店街等と連携し、地元で買い物をする消費者が恩恵を受けられるような商店街独自の取組を支援します。
- 大規模小売店舗の新・増設計画等に対し、周辺地域住民の利便性及び商業その他業務の利便の確保の見地から、関係者の意見を聴取し、適切な調整を行います。
- 商工会議所及び商工会と連携し、空き店舗の解消と有効活用に努めます。

(3) 霧島産物・技術を活かした製品（商品）開発の促進

- 商工会議所、商工会、特産品協会等に対し、霧島産物・技術を活かした製品（商品）開発のための助成を行うとともに、農商工連携を推進し、「霧島ブランド」の確立を目指します。
- 農商工連携を推進し、6次産業化の活性化を図ります。

※セーフティネット保証制度

全国的に業況が悪化している業種を営んでいたり、取引企業の倒産や取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、鹿児島県信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度のことです。

3-3 観光業の振興

1. 施策の目的

対 象	意 図
観光業者・従事者	経済的に豊かになる

2. 現状と課題

[現状]

- 日本最初の国立公園である自然豊かな霧島山は、その麓に数多くの温泉群を有し、霧島温泉郷、霧島神宮温泉郷、新川渓谷温泉郷、日当山温泉郷などの温泉地を形成しています。
- 豊かな自然や良質の温泉を抱えているにも関わらず、本市の知名度は、全国的に高いとは言えません。
- 消費者の求める観光形態が、個人や小グループでの旅行、体験などを組み入れた着地型志向に変わりつつあります。
- 豊かな森林の癒し効果を医学的に解明し、健康増進やリハビリテーションに役立てる「**森林セラピー基地***」として、本市が鹿児島県で唯一の認定を受けています。
- 首都圏等における観光物産展等に参加し、積極的なPR活動を行っています。また、ホームページ内に「霧島市総合観光案内サイト」を設け、観光モデルコースや祭り・イベント等の観光情報を随時発信しています。
- 温暖な気候や交通アクセスの良さに加え、練習場や宿泊施設などが充実していることから、毎年多くのスポーツ団体がシーズン前にキャンプを行っています。
- 本市は、アジア諸国と近距離にある上に、主要都市である上海、ソウル、台北との定期航空路線が開設されており、海外からのアクセスが容易な地域となっています。

※森林セラピー基地

専門家による生理・心理・物理実験等を通してその高いリラックス効果が実証された森林を擁するとともに、良質な関連施設があると認められた地域のことです。「リラックス効果が科学的に実証されている。」という点で、単なる「森林浴」とは異なります。

- 霧島山を取り囲む5市1町（宮崎県都城市、高原町、小林市、えびの市、鹿児島県曾於市及び霧島市）で推進する「霧島ジオパーク※」が、平成22年9月14日に日本ジオパークに認定され、現在、世界ジオパークを目指して活動しています。
- 平成24年3月16日に「霧島屋久国立公園」が「霧島錦江湾国立公園」に再編され、本市では陸域として若尊鼻や神造島が、海域として錦江湾が追加されました。
- 大手旅行専門雑誌社によるアンケートで、平成24年温泉地満足度全国1位に選ばれました。



ジオツーリズム（韓国岳から望む新燃岳・高千穂峰）

【課題】

- 観光地としての本市の知名度を向上させる必要があります。
- 本市ならではの自然や景観を活かした魅力ある観光地づくりに取り組む必要があります。

※霧島ジオパーク

環霧島地域の火山地形を素材に、「自然の多様性とそれを育む火山活動」をテーマとしたジオパークの仕組みが構築されており、南九州の火山活動が作り出した雄大な「景観」、「火山の博物館」とも呼べる多様な火山や火口湖などの火山地形、地球規模の気候変動や火山活動の歴史が育んだ1,300種に上る「植生」、天孫降臨伝説や噴火の記録などの「歴史・神話」の4つの分野の魅力を備えています。

「ジオパーク」とは、地球活動によってできた科学的に見て貴重で美しい地形、地質、自然などを保護・保全しながら教育・防災・観光に活用し、地域の活性化に役立てることを目的としたユネスコが支援するプログラムのことです。

- 地域の観光資源を発掘し、観光客誘致につながるような着地型観光商品を企画・開発する必要があります。
- 個人観光客でも容易に移動ができるように、空港や駅などから観光地までの二次アクセスを強化する必要があります。
- 常に新しい情報を多くの人に発信する取組として、インターネットなどの方法を活用したPRを展開する必要があります。
- 観光協会と一体となった情報発信や観光宣伝、イベントの実施などにより、情報共有や協働事業の展開を図る必要があります。
- 外国人観光客への情報提供として、外国語版のパンフレットや案内表示板を充実させる必要があります。
- 再び訪れたい観光地づくりを進めていく上で、地域や関係機関と一体となった「おもてなし」を充実させる必要があります。
- 九州新幹線鹿児島ルート全線開業とともに、鹿児島空港を活かした観光客誘致に取り組む必要があります。
- 本市の観光動向を注視し、ニーズに即応した観光施策を展開する必要があります。

3. 方針

- 本市ならではの豊富な素材を活かした観光地づくりを推進するとともに、新たな情報発信方法の展開を工夫し、知名度の向上に努めます。また、観光客の満足度を高めるため、観光関係機関や地域と一体となった「おもてなし」による受入体制の充実に努めます。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成23年度 (現状値)	平成29年度 (目標値)
観光客数(宿泊+日帰り)	人	6,733,000	8,280,000
観光客数(宿泊+日帰り)×観光客一人当たりの消費額	百万円	50,228	58,000

[設定理由]

- 「観光客数(宿泊+日帰り)」及び「観光客数(宿泊+日帰り)×観光客一人当たりの消費額」については、世界的な経済低迷に加え、新燃岳噴火の影響により、平成23年は大幅に観光客数が減少しましたが、九州新幹線鹿児島ルート全線開業効果や官民一体となった観光客誘致活動を展開することでいち早く持ち直しており、今後は、関係機関や地域と一体となった「おもてなし」によるリピーター

の確保、海外や低価格運賃の航空路線参入を視野に入れた観光客誘致活動などにより、観光客数で約 150 万人、観光客数×観光客一人当たりの消費額で約 78 億円の増加を目指します。

5. 施策と基本事業の体系

施 策	基 本 事 業
観光業の振興	(1) 観光客誘致宣伝活動の展開
	(2) 地域の特色を活かした観光資源の開発
	(3) 観光客の受入体制充実
	(4) 海外からの観光客の誘致

6. 基本事業の内容

(1) 観光客誘致宣伝活動の展開

○市観光協会、県観光課、県観光連盟、鹿児島四地区観光連絡協議会等と連携を密にし、市内の観光案内施設における情報提供や国内主要都市における効果的な観光客誘致活動を行います。また、マスコミュニケーションやホームページ、インターネット等各種メディアを活用した広報宣伝活動を行います。

(2) 地域の特色を活かした観光資源の開発

- 体験や着地型**[※]の旅行志向が高まる中、地域、行政、観光協会及び旅行エージェントとともに、国立公園や温泉群などの豊かな資源を活かして、山や川、海などの体験型、スポーツ・芸術・文化・歴史・ジオパークなどの学習型、セラピーロードを活用した健康志向型など、観光客の様々なニーズにあった商品を企画・提案します。
- 本市の特産品である関平鉱泉水については、生産施設の整備や充実を図り、新商品の開発や販路拡大に努めます。
- 関係機関と連携し、スポーツキャンプや各種教育施設等を活用した会議等の誘致を促進します。
- 霧島茶や黒豚、黒牛、黒酢など、本市の特産品を使用した食による観光素材の開発を促進します。

※体験や着地型

「体験型」とは、農業や漁業の収穫体験、文化や歴史に触れる体験などを取り入れた観光のことです。

「着地型」とは、地域の観光資源を活かし地域住民との交流を深めるなど、旅行者の様々なニーズに対応しながら、消費の拡大や地域の活性化につなげる観光のことです。

(3) 観光客の受入体制充実

- 接遇、観光案内などの研修会とともに、観光関係団体、地域と一体となった「おもてなし」の意識向上と実践を協働して行います。
- 観光案内に資する観光ボランティアガイドの育成を図ります。
- 二次アクセスの向上に努め、個人や交通弱者でも移動しやすい観光地づくりを推進します。

(4) 海外からの観光客の誘致

- 国際航空路線を有する鹿児島空港所在地である優位性を活かし、効果的な観光客誘致活動を行います。また、マスコミュニケーションやホームページ、インターネット等各種メディアを活用した広報宣伝活動を行います。
- 外国人が分かりやすく安心して観光できるように、外国語表記による観光案内板や観光パンフレットの作成に取り組みます。



鹿児島空港PRブース



鹿児島中央駅街頭キャンペーン

1. 施策の目的

対 象	意 図
求職者	就労する
事業所	雇用を増やす

2. 現状と課題

【現状】

- 本市には、世界的に有名な大企業が立地しており、地元雇用への貢献度は非常に高いものとなっています。
- 有効求人倍率は、県平均や全国平均より低い状況にあります。
- 製造業工場、大規模商業施設等の立地により、近隣市町と比較すると雇用の場は確保されています。
- 高速交通体系の整備により物資輸送ルートが確立されているほか、河川や湧水を水源とした一定量の工業用水が確保されているなど、企業立地条件に恵まれています。

【課題】

- 雇用情報を提供するとともに、起業支援制度の充実や、雇用創出につながる積極的な企業誘致活動を行う必要があります。
- 企業立地に必要な工場等用地の確保や基盤整備に努め、製造業、流通業、ソフトウェア業等の企業誘致活動を行う必要があります。

3. 方 針

- 進出企業数の増加につながる企業誘致活動を継続して行い、地元雇用の拡大・促進を図るとともに、事業所に対し雇用者数の増加を検討するように働きかけます。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成23年度 (現状値)	平成29年度 (目標値)
就職決定率	%	39.5	40.0
誘致企業の雇用者数	人	10,860	12,000
現在操業している誘致企業数(累計)	事業所	84	100

[設定理由]

- 「就職決定率」(求職者のうち就労した人の割合)については、ここ数年、36%から39%の範囲で推移しています。今後も、就職決定率の減少が懸念されていますが、企業や商業施設等の立地等に取り組み雇用の場の確保に努めることで、0.5ポイントの成果向上を目指します。
- 「誘致企業の雇用者数」については、新設及び増設した企業の雇用者数を掲げており、今後の社会情勢に左右される懸念はあるものの、今後も積極的な企業誘致活動や、関係機関との連携を密にし、地元雇用創出に有利となる支援事業等を行うことにより、約1,100人の増加を目指します。
- 「現在操業している誘致企業の数(累計)」については、長引く景気の低迷の影響を受け、倒産した企業等もあり横ばいの状態にあります。今後も積極的な企業誘致活動を行うことにより、年間3社以上の企業誘致に努め、100社を目標値とします。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
雇用の促進	(1) 地域の特色を活かした雇用の促進
	(2) 企業の誘致

6. 基本事業の内容

(1) 地域の特色を活かした雇用の促進

- 鹿児島労働局、公共職業安定所と連携を図りながら、地元雇用創出に有利となる支援事業等を活用します。

○就労情報の提供や創業支援に取り組みます。

(2) 企業の誘致

○企業訪問を積極的に行うほか、優遇制度の拡充を図り、企業誘致を推進します。

○立地している企業を訪問することで、最近の業況や将来の増設計画等の情報収集を行い、企業のニーズ等の把握に努めます。

○企業が立地しやすい環境において、工業団地の整備に努めます。



国分上野原テクノパーク



鹿児島臨空団地

第4節 育み磨きあうまちづくり

4-1 学校教育の充実

1. 施策の目的

対 象	意 図
幼稚園児、児童、生徒	知・徳・体の調和の取れた成長をする

2. 現状と課題

[現状]

- 学力向上プランの計画的・組織的な取組を行っています。また、学校訪問や校内研修等により授業力の向上に努めています。特に、中学校においては、高校入試問題の分析や、校内実力テスト問題の作成等、進路指導の推進を図っています。
- いじめの実態把握に関するアンケート調査を計画的に実施し、早期発見、対応を図っています。不登校の児童生徒への対応については、支援チームによる対応やスクールカウンセラー、子どもサポート相談員等と連携した取組、**小6・中1かけはしプラン***による中1ギャップの解消に努めています。
- 一校一運動***の充実や栄養教諭、栄養士を中心とした**食育***指導の充実を図っています。
- 地域の人材を活用した体験活動や伝統芸能の継承など、校区内の特徴を活かした特色ある教育活動をそれぞれの学校で展開しています。また、郷土の良さを活かした郷土教育や**ジオパーク関連事業***を推進しています。
- すべての小・中学校で耐震関係工事が終了しました。現在は、年次計画に基づき、安心・安全な教育環境を確保するために大規模改造等による校舎リニューアルを

※小6・中1かけはしプラン

小学校6年生から中学校1年生へ進学する児童の学習や生活が円滑に移行できるように、一人の先生を小学校に半年、引き続き中学校に半年派遣して、一人ひとりの心に届くきめ細かな生徒指導の充実を図るためのプランのことで。

※一校一運動

体力の向上を目的として、各学校の実態に合わせて、独自の運動プログラムを組み、全校で継続して取り組む運動のことで。

※食育

様々な経験を通して、食に関する知識と食を選択する力を持ち、健全な食生活を実践できる人間性を育てることで。

※ジオパーク関連事業

ジオパークとして認定されている霧島山について、児童生徒が学習できるように、学校にジオパーク関連の資料等を展示するコーナーを設置したり、中学生が霧島山の自然景観、地質遺産、植生等についてガイドする体験をしたりするなどの事業のことで。

進めています。

- 比較的園児数の多い幼稚園と園児数の確保に課題を抱える幼稚園とに二極化しています。また、国の「子ども・子育て新システム※」導入により、幼稚園の運営形態については、先行きが不透明な状況にあります。
- 平成 23 年度から国分中央高等学校に新設学科（スポーツ健康科・ビジネス情報科）を開設しました。県内全体の少子化傾向が続いていく中、いかに専門高校の魅力を発信していくかが問われています。

【課題】

- 「計画→実践→評価→改善」のサイクルにのっとりた学力向上プランを推進する必要があります。また、授業力の向上を目指して、教職員研修のあり方を検討する必要があります。さらに、中学校進路指導の充実を図る必要があります。
- 特別支援教育を充実するため、学校全体としての共通理解や、保護者に対する理解を深める必要があります。不登校を未然に防止するため、より一層関係機関との連携を強化するとともに、長期化傾向の不登校の児童生徒への対策を強化する必要があります。
- 「教育の情報化」に対応するため、ICT（情報コミュニケーション技術）教材※や校内ネットワークの整備等を進める必要があります。
- 運動不足や体を動かす機会の減少による体力の低下が問題となっていることから、運動不足傾向の児童生徒に対する働きかけを行う必要があります。また、食育については、子どもたちへの食に関する指導の充実とPTAなどと連携して保護者も含めた意識高揚を図る必要があります。
- 特色ある教育活動の指導を行う人材の確保や人材リストの作成、近隣の学校間での情報共有等、学校応援団※の活性化を図る必要があります。
- 小学校入学後の適応能力向上のため、幼稚園教育要領に基づき、基本的な生活習慣の定着を図る必要があります。
- 国分中央高等学校は、生徒数の確保と就職・進学率向上に引き続き努めていく必要があります。また、魅力ある専門高校にするため、高度資格取得のための実習環境等の整備や、部活動の推進等を図る必要があります。
- 国分中央高等学校の新設学科（スポーツ健康科・ビジネス情報科）の教育内容を充実させるため、特色あるカリキュラムの実施や、計画的に必要な施設・設備の整備を進める必要があります。

※子ども・子育て新システム

子どもの良質な生育環境を整えていくため、出産前から小学校入学後まで、子どもと子育て家庭を社会全体で継続的に支援する仕組みのことです。

※ICT（情報コミュニケーション技術）教材

パソコンやインターネット等を利用した教育映像資料や学習ドリル等の教材のことです。

※学校応援団

市内の小・中学校において、地域の方々等からボランティアで教育活動を支援していただく取組のことです。

○児童生徒等の安心・安全な教育環境を確保するため、年次計画に基づき大規模改造等の校舎リニューアルを進める必要があります。

3. 方針

- 子どもたちが社会を生き抜く力を身に付けるため、確かな学力の定着、思いやりの心と目標を持ち続け努力する心の醸成及び健康づくりや体力の向上を図ります。
- 安心・安全な教育環境を確保するため、年次的な教育施設改修等や防災教育及び交通安全教室などによる安全教育の推進を図るとともに、人材、自然などの地域の教育力を活用して、特色ある教育活動を推進します。
- 国分中央高等学校をより魅力ある専門高校とするため、新設学科を中心に教育環境を整備し、生徒の進路決定率を高めます。



ジオパークの授業



給食指導

4. 目標値

成果指標名	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (目標値)
「基礎・基本」定着度調査 [※] の県平均通過率 [※] に対する本市平均通過率の割合(市立小5)	%	101.1	103.0
「基礎・基本」定着度調査の県平均通過率に対する本市平均通過率の割合(市立中1)	%	98.0	100.0
「基礎・基本」定着度調査の県平均通過率に対する本市平均通過率の割合(市立中2)	%	97.7	100.0
児童生徒のあいさつや、交通ルールを守るマナーが良くなっていると思う市民の割合	%	54.0	64.0
体力テスト(小5・中2)の県平均値に対する本市の平均値の割合	%	99.2	102.0
進路について真剣に考え、模試や資格取得等に積極的に取り組んでいる生徒の割合(国分中央高等学校)	%	85.3	88.0

[設定理由]

- 「「基礎・基本」定着度調査の県平均通過率に対する本市平均通過率の割合」については、平成 23 年度の県の通過率は、小 5 が 70.9%、中 1 が 70.2%、中 2 が 65.8%であるのに対し、本市の通過率は、小 5 が 71.7%、中 1 が 68.8%、中 2 が 64.3%で、小 5 は県平均を上回っているものの、中 1・2 は県平均に届いていないことから、様々な対策を講じることで、小 5 は 103%、中 1・2 は 100%を目標値とします。
- 「児童生徒のあいさつや、交通ルールを守るマナーが良くなっていると思う市民の割合」については、市民意識調査(平成 23 年度)によると 54.0%の市民がマナーが良くなっていると回答していることから、学校教育や地域の教育力向上を通じて、10 ポイント改善することを目指します。

※「基礎・基本」定着度調査

基礎的・基本的な内容及びそれらを活用する力について、県内の全公立小・中学校を対象に調査を行い、客観的なデータに基づき定着度の状況を把握することにより、各学校等での指導法改善の取組を支援し、児童生徒の基礎学力の向上を図ることを目的として、鹿児島県が実施している調査のことで。

※通過率

全問題数に対する正答問題数の割合のことで。

- 「体力テスト（小5・中2）の県平均値に対する本市の平均値の割合」については、学校体育の充実や**総合型地域スポーツクラブ**※、スポーツ少年団活動及び部活動を活性化することにより、県平均値以上の102%を目標値とします。
- 「進路について真剣に考え、模試や資格取得等に積極的に取り組んでいる生徒の割合（国分中央高等学校）」については、平成21年度の実績が84.7%、平成22年度の実績が85.3%、平成23年度の実績が85.3%で、学年別で平成23年度を見ると、高1が83.0%、高2が82.0%、高3が91.0%であり、1・2年生が平均を下げる要因となっていることから、1・2年生の意識を高める指導を行うことで、2.7ポイント改善することを目指します。

5. 施策と基本事業の体系

施 策	基 本 事 業
学校教育の充実	(1) 学力の向上と個性を育む教育の推進
	(2) 豊かな心を育む教育の推進
	(3) 健やかな体を育む教育の推進
	(4) 特色ある教育活動と開かれた学校づくりの推進
	(5) 教育環境の整備
	(6) 幼稚園教育の推進
	(7) 魅力ある高等学校教育の推進

6. 基本事業の内容

(1) 学力の向上と個性を育む教育の推進

- 小・中学校の進路指導の充実を図り、児童生徒の夢や志を育みます。
- 教職員の指導力向上を図り、児童生徒一人ひとりが分かる授業づくりに取り組みます。

※総合型地域スポーツクラブ

複数の種目が用意され、地域住民が年齢、関心、技術などのレベルに応じて自由に参加できるスポーツクラブのことです。参加者は、指導者の下で、個々のニーズに応じたスポーツを行うことができます。

(2) 豊かな心を育む教育の推進

- 道徳の授業や体験活動を活かして、思いやりや感謝の心などを育てます。
- 学校と家庭の連携を推進し、基本的な生活習慣の定着を図ります。

(3) 健やかな体を育む教育の推進

- 授業中の運動量を確保するなど、体育授業の改善に努めるとともに、一校一運動（体力づくり）を推進します。
- 小児生活習慣病等の予防のための保健指導や各種検診等の適正な実施に努め、健康な体を育みます。
- 学校給食を中心とする食育の充実に努め、基本的な食生活習慣を定着させるとともに、給食施設の充実に努めます。

(4) 特色ある教育活動と開かれた学校づくりの推進

- 地域の特色や人材を活かして、活気ある学校づくりを行うとともに、保護者や地域住民が学校を訪れる機会を積極的に設けます。

(5) 教育環境の整備

- 年次計画に基づき、大規模改造等の校舎整備を行い、児童生徒の安心・安全な教育環境を確保します。
- 児童生徒を事件、事故等から守るため、安全教育の更なる充実に努めるとともに、地域や関係機関等との連携強化に努めます。
- 適切な公的援助を行い、児童生徒が安心して教育を受けられるように努めます。

(6) 幼稚園教育の推進

- 様々な体験を通して人とかかわる力や、基本的なしつけを身に付けさせるとともに、小学校へのスムーズな接続を図ります。

(7) 魅力ある高等学校教育の推進

- 進学・就職指導の充実に努め、専門性豊かな人材づくりに努め、生徒の進路決定率を高めます。
- 体育館など、教育環境の改善・充実に努め、高等学校の活性化を図ります。



雨水利用の手押ポンプ

4-2 青少年の健全育成

1. 施策の目的

対 象	意 図
青少年	心身ともに健全な成長をする

2. 現状と課題

[現状]

- 子どもたちが望ましい人間関係を築いたり、たくましく生き抜く力、郷土愛などを育んだりする機会や場が不足してきています。
- 中・高校生の**青少年団体***等への加入者が少ない状況にあります。
- 現代の青少年は、全国的に自己肯定感が低く、明確な将来の夢や希望が持てずにいる傾向があります。
- 少子化、ライフスタイルの多様化、都市化の進展などにより、家庭や地域の教育力が低下しています。

[課題]

- 心と体のバランスがとれた「きりしまっ子」を育てるため、豊かな自然環境の中で、様々な体験活動を行う必要があります。
- 青少年団体等への加入率が低くなってきているため、加入促進に努める必要があります。
- 子どもたちの地域行事への参加促進を図る必要があります。
- 子どもたちが将来の夢に向かって努力する精神を醸成していく必要があります。
- 家庭でのしつけを徹底するとともに、学校応援団活動の活性化を図ることで、地域の教育力を高めていく必要があります。

※青少年団体

青少年を健全に育成するため、体験活動やスポーツ活動、音楽活動等の教育的活動を行う団体のことです。(例：子ども会、スポーツ少年団、少年少女合唱団等)

3. 方針

- 「霧島錦江湾国立公園」をはじめとする本市の自然環境を活かした異年齢による体験活動等を通して、心と体のバランスがとれた「きりしまっ子」を育成します。
- 次代を担う青少年が、地元の先輩たちに学び、夢や目標を持ち、努力する心を醸成します。
- 家庭の教育力を高めるとともに、地域ぐるみで青少年を育成する気運を醸成し、地域全体の教育力を高めます。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (目標値)
学校外活動を行う青少年団体に加入している児童生徒の割合	%	53.5	53.5
中学 2 年生のうち、社会のルールやマナーを守っていると回答した生徒の割合	%	75.5 (平成 21 年度)	80.5
青少年が他人に迷惑をかけるという行動が、以前に比べて減ったと考える市民の割合	%	16.0	21.0

[設定理由]

- 「学校外活動を行う青少年団体に加入している児童生徒の割合」については、今後も都市化や少子化の進行により青少年団体への加入率の減少が考えられますが、子ども会やスポーツ少年団等の活動を活性化することで、現状維持に努めます。
- 「中学 2 年生のうち、社会のルールやマナーを守っていると回答した生徒の割合」及び「青少年が他人に迷惑をかけるという行動が、以前に比べて減ったと考える市民の割合」については、規範意識の高揚が現代社会の直面している社会的課題であることから、関係機関と連携した児童生徒の校外生活指導を充実するとともに、地域ぐるみで子どもを見守りながら、それぞれ 5 ポイント改善することを目指します。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
青少年の健全育成	(1) 体験と立志を支援する環境づくり
	(2) 地域全体で子どもを見守り育む環境づくり

6. 基本事業の内容

(1) 体験と立志を支援する環境づくり

- 「教育振興基本計画」に基づいて各種青少年育成事業を実施し、心と体のバランスがとれた「きりしまっ子」を育成します。
- 様々な資源を活用した体験活動プログラムの充実を図ります。
- きりしまっ子立志推進事業を充実し、夢や志を持った子どもたちの育成を図ります。
- 青少年団体への加入促進を図ります。

(2) 地域全体で子どもを見守り育む環境づくり

- 家庭の教育力や地域の教育力の向上を図ります。
- 子どもたちや保護者の地域行事への参加促進や、学校応援団事業の推進を図りながら、地域全体で青少年を育てようという気運を高めます。



きりしまっ子立志塾



いざ行け！きりしま探検隊（韓国岳山頂）

1. 施策の目的

対 象	意 図
市民	スポーツに親しむ

2. 現状と課題

【現状】

- 年間を通じて、それぞれの分野で市民参加を促す行事は実践されていますが、市民がスポーツに取り組むきっかけとなるような情報提供が十分であるとは言えません。
- 体育施設の老朽化が進行し、活動の場の確保について支障が生じつつあります。
- 体育協会は、種目ごとに市内に統一組織ができており、市民のスポーツ活動の母体組織となっています。

【課題】

- ライフスタイルに応じた活動を推進するため、ホームページや広報誌等を活用した情報を提供する必要があります。
- 長期施設整備計画に基づいた施設整備を進めるとともに、「霧島市公共施設マネジメント計画^{*}」と連動して各種施設の位置づけを見直す必要があります。
- 各種スポーツ団体の活性化を図るため、それぞれの団体が主体的にイベントや大会を開催できるように支援を強化していく必要があります。また、各種スポーツ団体間の連携を推奨していく必要があります。
- スポーツイベントは、市民がスポーツに接する機会をもたらすことや、日ごろ運動をしていない人への啓発を兼ねているにもかかわらず、なかなか市民のスポーツ参加に結びついていないことから、「観るスポーツ」から「するスポーツ」へ結びつけていく必要があります。

※霧島市公共施設マネジメント計画

市民ニーズに対応するため、多数の公共施設（道路橋梁、上下水道などのインフラ施設を除く）を整備してきましたが、今後、これらの老朽化に伴い、多額の修繕更新費用（大規模改修や建替等）が見込まれます。一方では、市民ニーズや財政状況の変化に伴い、サービスの最適化を進める必要があります。これらのことに対応するため、施設の再編整理を行い、将来にわたり安定した公共施設の管理を行うことを目的として策定する計画のことです。

3. 方針

○平成23年度に「スポーツ振興法」が全部改正され、新たに制定された「スポーツ基本法」に基づき、市民の健康づくり及び体力向上を推進し、温もりと活力に満ちた明るく豊かな地域社会を築くため、子どもから高齢者まですべての人々がいつまでもスポーツに親しめる環境づくりを推進します。

また、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、熱意と能力を持つスポーツ推進委員やスポーツ関係団体と連携を密にし、スポーツ人口の底辺拡大や技術・技能の向上に努めるとともに、**国民体育大会鹿児島大会***を見据えた体育施設の整備や、選手・指導者等の人材育成にも努めます。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成23年度 (現状値)	平成29年度 (目標値)
スポーツに親しんでいる市民の割合	%	61.9	66.0
市内体育施設の年間利用者数	人	853,278	863,000
中学生の部活動（運動系）加入率	%	69.5	70.0

[設定理由]

- 「スポーツに親しんでいる市民の割合」については、高齢化が進んだことによって健康でいつまでも長生きをしたいという市民が増えており、健康を保持するためのスポーツの役割が重視されているため、4.1ポイントの成果向上を目指します。
- 「市内体育施設の年間利用者数」については、各種スポーツ団体との連携を進めることにより、市民が参加しやすい大会等を増やしていくことで、9,722人増やすことを目指します。
- 「中学生の部活動（運動系）加入率」については、運動系部活動の加入者が約7割、文化系部活動の加入者が約1割で、かつクラブチーム等へ加入する者もあり、今後も固定された傾向が続くと考えられるので、0.5ポイントの成果向上を目指します。

※国民体育大会鹿児島大会

「国民体育大会」とは、都道府県対抗、各都道府県持ち回り方式で毎年開催され、昭和36年からは国の「スポーツ振興法」に定める重要行事として、日本体育協会・文部科学省・開催地都道府県の三者共催で行われている体育大会のことです。鹿児島県では、「第75回国民体育大会」を平成32年に開催する予定です。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
スポーツの振興	(1) スポーツ活動の推進
	(2) スポーツ環境の整備
	(3) スポーツ団体の育成

6. 基本事業の内容

(1) スポーツ活動の推進

○市民がスポーツに親しむため、スポーツ教室等の情報提供に努めるとともに、自治組織、各種組織・団体と連携したスポーツ大会等を行います。

(2) スポーツ環境の整備

○老朽化している体育施設の計画的な改修のほか、各種スポーツイベント等の開催を推進していくための環境整備に努めます。

(3) スポーツ団体の育成

○体育協会、競技団体による**地域スポーツ活動支援事業**[※]等を拡大するとともに、スポーツ団体の活性化を図ります。また、青少年の学校外活動を促進するため、スポーツ少年団活動を支援します。



上野原縄文の森駅伝大会



地区スポーツ祭

※地域スポーツ活動支援事業

体育協会の各種競技団体やスポーツ推進委員が、それぞれの地域で行われるスポーツ大会や各種スポーツ教室等の運営を支援する事業のことです。

4-4 文化の振興

1. 施策の目的

対 象	意 図
市民	芸術・文化及び文化財に親しむ

2. 現状と課題

【現状】

- 市民の多種多様な芸術文化活動が積極的に行われており、文化協会など既存の団体に加入しないで活動しているグループが多数あります。
- 舞台芸術鑑賞事業や生徒芸術鑑賞会事業など、市民や児童生徒が本物に直接ふれることができる鑑賞事業に取り組んでいます。また、美術展や写真展など公募作品展も開催しています。しかしながら、児童生徒の芸術鑑賞事業については、授業計画との関連で学校との調整に時間を要することもあります。
- 国分シビックセンターの市民ギャラリー等では、絵画展や書道展など多様な展示が各種団体によって積極的に開催され、多くの市民に芸術作品の鑑賞機会を提供しています。
- 本市の中心部は、**地域中核都市**[※]として発展してきている一方、周辺地域では過疎化や高齢化が進んでいます。そのため、開発や過疎化に伴う文化財の消失や伝統文化の衰退が懸念されています。
- 文化財が文化遺産に値するものか否かを判断するための調査を、年次計画に基づき実施しています。
- 郷土芸能については、郷土芸能祭を開催するなど、発表の場の確保に努めていますが、保存会員の高齢化に伴い、その継承が危機的な状況にあります。

【課題】

- 芸術文化活動団体の発表の場の提供や、文化協会などの既存団体との連携を図ることで、それぞれの団体が活性化するように働きかける必要があります。
- 自主文化団体や個人が活発に芸術文化活動ができるように、環境を整備していく必要があります。
- 舞台芸術鑑賞事業等の開催に併せて、専門家（出演者）によるワークショップ（演

※地域中核都市

合併により新たに誕生した人口10万人以上で、県都鹿児島市と相互に連携し合うネットワーク型の県土の形成が期待される「各地域の中核となる都市」として、鹿児島県が位置づけた都市のことです。（薩摩川内市、鹿屋市及び霧島市の3市）

- 技指導など)を取り入れるなど、市民が芸術文化にふれるきっかけや関心を持つような取組を展開していく必要があります。また、児童生徒の芸術鑑賞事業については、教育課程内での実施の可能性も含めて検討していく必要があります。
- 優れた芸術作品等にふれる機会を市民に提供していく必要があります。
 - 文化財の大切さや重要性を市民に知ってもらう必要があります。
 - 年次的に文化財調査を実施し、その調査成果を基に保存・活用していく必要があります。
 - 地域の歴史に精通した人材を文化財調査に活用するなど、地元と連携した保護活動を展開していく必要があります。
 - 郷土芸能の保存・継承については、学校や自治会を活用するなど、後継者確保の対策を講じる必要があります。また、郷土芸能の活性化を図るため、保存団体の組織化を進める必要があります。

3. 方針

- 芸術文化振興については、市民の自発的な文化活動を支援します。また、多様化する市民のニーズに対応した文化活動を推進するとともに、平成 27 年度に開催される**国民文化祭鹿児島大会**[※]を契機に、芸術・文化に対する関心を更に高め、日常生活にゆとりと潤いを感じることのできる文化の薫り高いまちづくりを目指します。
- 地域や保存団体が主体となって郷土芸能をはじめとする無形文化財を保存・継承するとともに、市民が文化財を学び知る機会を設け、郷土づくりの意識や自発的な保存活動の高まりを促すため、文化財や地域で行っている伝統文化活動を広く周知するための広報活動の強化に努めます。また、市内に点在している文化財や埋蔵文化財などの調査を進めるとともに、保存・活用及び整備を図ります。

※国民文化祭鹿児島大会

「国民文化祭」とは、全国各地で行われている各種の文化活動を、全国的規模で発表・共演する機会を提供することにより、国民の文化活動への参加の気運を高め、新しい芸術文化の創造を促すことを目的とした、国内最大の文化の祭典のことです。鹿児島県では、平成 27 年に「第 30 回国民文化祭・かごしま 2015」を開催し、本市においても各種事業を開催する予定です。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成23年度 (現状値)	平成29年度 (目標値)
芸術・文化に親しんでいる市民の割合	%	53.2	56.5
過去一年間の各種芸術文化事業の実践者及び鑑賞者の人数	人	94,776	96,500
文化財に親しんでいる市民の割合	%	77.3	78.0
過去一年間の文化財保存・伝承活動の実践者及び参加者の人数	人	12,012	13,000

[設定理由]

○芸術鑑賞や美術展、写真展などの公募による発表の場を提供することで、「芸術・文化に親しんでいる市民の割合」については、3.3ポイントの成果向上を目指し、「過去一年間の各種芸術文化事業の実践者及び鑑賞者の人数」については、1,724人の増加を目指します。

○各種刊行物の発行及び広報誌による文化財の紹介、史跡めぐりなどを通して、文化財にふれたり実践できる環境を整えることで、「文化財に親しんでいる市民の割合」については、0.7ポイントの成果向上を目指し、「過去一年間の文化財保存・伝承活動の実践者及び参加者の人数」については、988人の増加を目指します。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
文化の振興	(1) 芸術文化活動のきっかけづくり
	(2) 文化関係団体* の育成
	(3) 文化財の保存・整備
	(4) 文化財の活用

※文化関係団体

文化協会等の芸術文化活動を行う団体や、郷土芸能保存団体のことです。

6. 基本事業の内容

(1) 芸術文化活動のきっかけづくり

○平成 27 年度に開催される第 30 回国民文化祭鹿児島大会などを通して、芸術文化活動に取り組むきっかけとなる各種事業を展開します。

(2) 文化関係団体の育成

○市民による自発的な芸術文化活動が積極的に行われるように支援します。
○郷土芸能保存会の相互連携や活動しやすい環境づくりのため、「(仮称)霧島市郷土芸能保存協会」の結成を目指します。

(3) 文化財の保存・整備

○文化財を後世に遺すため、年次的に調査を実施するとともに、その成果の周知を図ります。また、史跡等の環境整備や看板設置を進めます。

(4) 文化財の活用

○史跡めぐりなどの実施や、郷土館等で魅力ある特別展や各種イベントを開催することにより、郷土の歴史に対する市民の興味・関心を高めます。



市民音楽祭



市内史跡めぐり

4-5 学習機会の充実

1. 施策の目的

対 象	意 図
市民	生涯にわたって自ら意欲を持って学習する

2. 現状と課題

【現状】

- 市が主催するすべての講座は、市内に居住、勤務、通学する人であれば、受講することができます。
- 公民館講座の応募状況には偏りがあり、応募が多い講座については抽選に漏れ、受講できないことがあります。
- 「学習している市民の割合」については、市民意識調査（平成 23 年度）によると 54.8%となっており、平成 23 年度は前年度に比べ少し上昇したものの、平成 20 年度をピークに減少傾向にあります。
- 指定管理者が実施する自主講座の増加により、学習機会が増えつつあります。
- 小学生から高齢者まで幅広い年齢層の市民を対象に、人権同和教育を行っています。
- 国分、隼人図書館に同一のシステムを導入し、両図書館のネットワークを構築しました。一方、国分、隼人以外の地区は公民館図書室となっており、手作業で貸出業務を行っています。
- メディアセンターで行っている各種講座は、情報化社会の進展もあり、抽選で受講者を決定するほど盛況ですが、使用する一部の機器については老朽化が見られます。

【課題】

- 市民が少しでも多くの学習機会に触れることができるように、「いつでも・どこでも・だれでも」学習できる環境を整備していく必要があります。
- 市民のニーズを十分把握し、それに対応した講座を検討する必要があります。
- これまでの市民意識調査において、「学習を全く行っていない」と答えた割合が高い就労年代層の学習意欲を向上させる必要があります。
- 指定管理者が実施する自主講座を含めた学習機会の情報提供を、積極的に行う必要があります。
- 多くの市民に対して、人権同和教育の学習機会を確保する必要があります。
- 国分、隼人図書館及び各公民館図書室が、情報の拠点としての役割を果たすため、

市民が必要とする本や資料を身近な場所で、速やかに利用できるように工夫する必要があります。

○メディアセンターの各種機器を年次的に更新していく必要があります。

3. 方針

- より多くの学習情報の収集・発信を行い、就労年代層の学習意欲を喚起するなど、市民全体の学び続けようとする意識の向上を図ります。
- 学ぶことを「生きがい」「健康づくり」に繋げるとともに、学んだことを社会還元し地域の活性化につなげる体制づくりの推進を図ります。
- 市民の学習ニーズを把握するとともに、身近な学習活動の場を確保しながら、市民の学習活動を推進します。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (目標値)
学習 [※] している市民の割合	%	54.8	58.0
国分、隼人図書館、各公民館図書室及びメディアセンターの年間利用者数	人	310,484	316,000
各種講座の応募者数	人	5,766	5,950

[設定理由]

- 「学習している市民の割合」については、これまでの市民意識調査によると減少傾向にあることから、学習に参加しやすい環境づくりに努めることで、ピークであった平成 20 年度の実績値である 58.0%を目標値とします。
- 「国分、隼人図書館、各公民館図書室及びメディアセンターの年間利用者数」については、図書館等やメディアセンターの充実を図ることで、近年で最も多い平成 21 年度の実績値を基に 316,000 人を目標値とします。
- 「各種講座の応募者数」については、平成 23 年度において応募者が大幅に増加した新規講座もあり、今後も市民のニーズにあった魅力ある講座を開設することで、184 人の増加を目指します。

※学習

自らの知識や技能を向上させたり教養を高めるため、自主的に行う活動のことです。(例：公民館の講座や地域・グループでの勉強会、個人での読書など)

5. 施策と基本事業の体系

施 策	基 本 事 業
学習機会の充実	(1) 学習環境の整備
	(2) 学習活動の推進

6. 基本事業の内容

(1) 学習環境の整備

- 市が実施する講座のみならず、指定管理者や他の公的機関等が実施する講座等の情報も広く市民に提供していきます。
- 市民一人ひとりの学習意欲を高めるため、市内のどの地区でも学べる学習環境づくりを推進します。
- 図書館システムを利用した蔵書検索や、他の公共図書館との相互貸借等の仕組みについて、広く市民に周知します。

(2) 学習活動の推進

- 市民の学習ニーズを把握しながら、各講座の学習内容の充実に努めます。
- 就労年代層が受講しやすい時間帯や土日祝日を利用した講座の開設を行います。
- 人権同和教育の学習機会の拡充を図ります。
- 学んだことを社会に還元して地域の活性化に繋げるため、**生涯学習ボランティアバンク***の充実に努めます。



公民館定期講座

※生涯学習ボランティアバンク

公民館講座等で学んだ方々のうち、希望者をボランティアとして登録し、市民のニーズに応じて講師やその補助者として派遣する機関のことで、生涯学習課内に設置されています。